

昭和二十三年厚生省令第二十四号

墓地、埋葬等に関する法律施行規則

墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

一 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合には、父母の本籍、住所、氏名）
二 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別）
三 死亡者の出生年月日（死産の場合には、妊娠月数）
四 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四号）第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第四十四条の九第一項に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別）
五 死亡年月日（死産の場合には、分べん年月日）
六 死亡場所（死産の場合には、分べん場所）
七 埋葬又は火葬場所
八 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄（死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合には、父母の本籍、住所及び氏名）
九 埋葬又は火葬の年月日
十 改葬の理由
十一 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨收藏委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係
十二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しくは埋藏又は収蔵の事実を証する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面）
二 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに对抗することができる裁判の勝本要と認める書類
三 その他市町村長が特に必要と認める書類

（以下「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋藏し、若しくは収藏された死体（妊娠四ヶ月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 無縁墳墓等の写真及び位置図
二 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面

三 前号に規定する官報の写し及び立札の写真

四 その他市町村長が特に必要と認める書類

（以下「旧様式」という。）により使用さ

れている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

五 納骨堂又は火葬場の管理者は、納骨堂又は火葬場の所在地、敷地面積及び建物の坪数を記載した図面を備えなければならない。

六 墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 墓地使用者等の住所及び氏名

二 第一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに火葬の年月日

三 帳簿を備えなければならない。

四 墓地等の管理者の作成した当該墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類を備えなければならない。

五 墓地の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 火葬を求めた者の住所及び氏名

二 第一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに火葬の年月日

三 帳簿を備えなければならない。

四 墓地等の管理者は、火葬を行つた日時を記入し、署名し、印を押し、これを火葬を求めた者に返さなければならない。

五 火葬許可証に火葬を行つた日時を記入し、署名し、印を押し、これを火葬を求めた者に返さなければならない。

六 火葬許可証は別記様式第六号、火葬場の管理者は、火葬を行つた日時を記入し、署名し、印を押し、これを火葬を求めた者に返さなければならない。

七 火葬場の管理者は、火葬を行つた日時を記入し、署名し、印を押し、これを火葬を求めた者に返さなければならない。

八 この省令は、公布の日から施行する。

九 この省令は、昭和二五年四月一日厚生省令第一号）抄

（施行期日）

一 この省令は、公布の日から施行する。

二 この省令は、昭和二五年四月一日厚生省令第一号）抄

（施行期日）

三 この省令は、公布の日から施行する。

四 この省令は、昭和二五年四月一日厚生省令第一号）抄

（施行期日）

五 この省令は、公布の日から施行する。

六 この省令は、昭和二五年四月一日厚生省令第一号）抄

（施行期日）

七 この省令は、公布の日から施行する。

八 この省令は、昭和二五年四月一日厚生省令第一号）抄

（施行期日）

九 この省令は、公布の日から施行する。

一〇 この省令は、昭和二五年四月一日厚生省令第一号）抄

（施行期日）

一一 この省令は、昭和二五年四月一日厚生省令第一号）抄

（施行期日）

一二 この省令は、昭和二五年四月一日厚生省令第一号）抄

